

業務及び組織の全般にわたる検討の結果並びに講ずる措置の内容

我が国の公的年金制度（厚生年金保険制度及び国民年金制度）は、現役世代の保険料負担で高齢者世代を支える「世代間扶養」の考え方を基本として運営されており、少子高齢化が急速に進行する中で、平成 16 年（2004 年）の年金制度改革においては、将来にわたって公的年金制度を持続的で安心できるものとするための年金財政のフレームワークが導入された。具体的には、将来の保険料水準を固定したうえで、おおむね 100 年間の財政均衡期間において年金給付と財源（保険料収入、国庫負担及び年金積立金の活用）の均衡を図るという財政枠組みが構築された。

このような年金制度における長期的な財政の枠組みにおいて、年金積立金については、財政均衡期間の終了時に年金給付費の 1 年分程度の年金積立金を保有することとし、それまでの財政均衡期間において年金積立金及び運用収入を活用して後世代の年金給付に充てることとされている。

このため、年金積立金の管理及び運用は、運用収益を通じて長期的かつ安定的に経済全体の成長の果実を獲得することにより、将来にわたって公的年金事業の運営の安定に資するという極めて重要な役割を担っている。

年金積立金管理運用独立行政法人（Government Pension Investment Fund 以下「法人」という。）は、厚生年金保険法（昭和 29 年法律第 115 号）及び国民年金法（昭和 34 年法律第 141 号）の規定に基づき厚生労働大臣から寄託された年金積立金の管理及び運用を行うとともに、その収益を国庫に納付することにより、厚生年金保険事業及び国民年金事業の運営の安定に資することを目的としている。

法人においては、公的年金制度及び年金財政において年金積立金が担う役割の重要性に鑑み、約 246 兆円という巨額の年金積立金の管理及び運用を、市場その他の民間活動に与える影響に留意しつつ的確に行うこと等により、法人としての使命を着実に果たしていくことが一層求められる。

このような状況を踏まえ、法人の主要な事務及び業務については、将来にわたる年金事業の運営の安定に資することを目的として、法人の資源を最大限有効活用し、業務運営の効率性や質の向上を図ることも念頭に置き、以下の方向で見直しを行う。

第 1 事務及び事業の見直し

1 目的に即した年金積立金運用の実施

年金積立金が被保険者から納付された保険料の一部であり、将来の年金給付の貴重な財源となるものであることに特に留意し、専ら被保険者の利益のために、長期的な観点から安全かつ効率的に年金積立金の運用を行うことにより、将来にわたる年金事業の運営の安定に引き続き貢献する。

2 基本ポートフォリオに基づく年金積立金運用の実施

年金財政上必要とされる長期的な運用利回り（実質的な運用利回り）を確保するよう、基本ポートフォリオ（長期的な観点からの資産構成割合）を定め、これに基づく年金積立金の管理及び運用を行う。

基本ポートフォリオの策定においては、リスク制約に十分に留意する。また、基本ポートフォリオの検証を適時適切に行い、必要に応じて見直しの検討を行う。

基本ポートフォリオの策定を含めた年金積立金の管理及び運用においては、市場その他の民間活動に与える影響に十分に留意する。

3 運用収益の確保

各運用資産について適切なベンチマーク（市場指標）を選定し、ベンチマーク収益率を確保するよう努める。

また、超過収益を獲得できるとの期待を裏付ける十分な根拠を得ることを前提として、実績連動報酬体系等を活用しつつ、アクティブ運用に取り組むことにより、超過収益の獲得を目指す。

さらに、収益確保のため、データサイエンスに基づく定量評価を活用するなど、運用受託機関の選定及び管理の強化のための取組を一層推進する。

4 リスク管理の強化

年金積立金について、分散投資による運用管理を行うとともに、資産全体、各資産、各運用受託機関及び各資産管理機関の各種リスク管理の強化に取り組む。

適切かつ円滑なリバランスの実施に必要な機能の強化を図るとともに、運用の多様化・高度化に対応したミドル機能及びバック機能の充実など、リスク管理体制を一層強化する。

5 運用の多様化

被保険者の利益に資することを前提として、経営委員会において、新たな運用手法及び運用対象について幅広く検討を行う。

この検討においては、資金運用について一般的に認められている専門的な知見に基づいて検討を行う。

また、オルタナティブ投資については、伝統的資産との投資手法の違いや固有のリスク等があることを踏まえ、必要な体制整備を図りつつ、オルタナティブ資産固有の考慮要素について十分に検討した上で取組を進める。

新たな運用手法及び運用対象については、リスク管理及び長期的な収益確保の観点からの検証を継続的に行い、検証結果についても十分に検討した上で取組を進める。

6 スチュワードシップ責任を果たすための活動、E S Gを考慮した投資

年金積立金の運用の目的の下で、被保険者の利益のために長期的な収益を確保する観点から、市場等への影響に留意しつつ、スチュワードシップ責任を果たすための活動を一層推進する。

また、年金積立金運用において投資先及び市場全体の持続的成長が、運用資産の長期的な投資収益の拡大に必要であるとの考え方を踏まえ、被保険者の利益のために長期的な収益を確保する観点から、E S G（環境・社会・ガバナンス）を考慮した投資を進める。

併せて、これらの取組について、長期的な収益確保の観点からの検証を継続的に行い、検証結果についても十分に検討した上で取組を進める。

7 情報発信・広報及び透明性の確保

年金積立金の管理及び運用の状況について、国民への迅速かつ丁寧な説明に努める。

また、国民の関心等に応じて戦略的に情報公開や広報活動の在り方を検討し、専門家のみならず国民やメディアに対する情報発信や広報活動の一層の充実に継続的に取り組むなど、年金積立金の管理及び運用に関する透明性及び国民の理解を高めるための取組を一層推進する。

第2 組織に関する見直し

1 国民から一層信頼される組織体制の確立

「意思決定及び監督と執行の分離」という平成29年10月より開始したガバナンス改革の趣旨を踏まえ、経営委員会・監査委員会・執行部が適切に役割分担及び連携を図ることにより、自律的なPDCAサイクルを一層機能させ、国民から一層信頼される組織体制の確立に継続的に取り組む。

2 効率的な業務運営体制の確立

執行部内の組織編成及び各部門の人員配置を実情に応じて見直すこと等により、効率的な業務運営体制の確立に継続的に取り組む。

第3 業務全般に関する見直し

1 高度で専門的な人材の確保、育成及び定着等

運用手法の高度化及び運用対象の多様化等に対応して、法人における年金積立金の管理及び運用能力の向上を図るため、高度で専門的な人材の確保・育成・定着を一層推進する。

また、「独立行政法人の目標の策定に関する指針」（平成26年9月2日総務大臣決定、令和4年3月2日最終改定）を踏まえ、専門人材を戦略的に確保及び育成するための人材確保・育成方針に基づき、人材の確保・育成に取り組む。

さらに、次世代育成支援対策推進法（平成15年法律第120号）及び女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成27年法律第64号）に基づき策定した行動計画に従い、女性活躍とワークライフバランスの推進を図る取組を進めるなど、多様な人材が活躍できる環境整備に一層取り組む。

2 調査研究の充実

年金積立金の管理及び運用に関する調査研究について、将来にわたって年金積立金の管理及び運用を安全かつ効率的に実施する観点から、法人外部のリソースも積極的に活用しつつ、高度で専門的な人材を活用した法人内での体制整備、調査研究で得られたノウハウの法人内での蓄積及び人材の育成を一層推進する。

また、費用対効果の検証を含め、調査研究のテーマの設定、研究成果の評価、業務への活用等の調査研究業務に係るPDCAサイクルの取組を強化する。

3 内部統制の強化

年金積立金の管理及び運用に対する国民の一層の信頼を確保するよう、年金積立金の管理及び運用に関わる者における法令及び責務（慎重な専門家の注意義務、忠実義務）の遵守を徹底し、法令等の遵守の確保等を的確に実施するための体制整備等を強化する。

運用資産額が増加する中、自家運用を含む運用業務全般について、業務執行能力の向上を図りつつ、業務執行の透明性・公正性の確保に一層取り組む。

4 経費の節減、財務内容の改善

業務運営の効率化に伴う経費の節減を考慮しつつ、中期計画予算の適正かつ効率的な執行に一層取り組む。

5 業務のデジタル化の取組

運用の基盤となる情報システムの整備等を進めるなど、業務におけるITの活用やデジタル化等を一層推進することにより、法人の業務運営の効率化を図る。特に、事務の軽減や効率化等に資するシステムの整備や法人外部のリソースの積極的な活用等を進める。また、これらの取組を推進するため、IT専門人材の育成・採用に努める。

6 情報セキュリティ対策

法人における情報セキュリティ対策の有効性の評価、運用受託機関等における情報管理態勢の有効性の法人自らの評価、法人職員に対する研修など、法人における情報セキュリティ対策を一層推進する。

以上